



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 793 随意契約の相手方の決定 (税務課)
- 794 管理理容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)
- 795 管理美容師資格認定講習会の指定 (")
- 796 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 797 " (")
- 798 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 799 生活保護法による指定介護機関の廃止 (")
- 800 生活保護法による医療機関の指定(")
- 801 生活保護法による介護機関の指定(")
- 802 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
- 803 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")
- 804 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定 (")
- 805 救急病院の認定 (医務課)
- 806 貸金業の業務の停止 (商工労働総務課)
- 807 換地処分完了 (農村計画課)
- 808 " (")
- 809 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
- 810 保安林の指定 (")
- 811 道路の区域変更 (道路保全課)
- 812 新道路の供用開始等 (")
- 813 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 814 海岸保全区域の指定 (漁港課)

○ 選挙管理委員会告示

- 43 政治団体の収支報告書の要旨

○ 監査公表

- 監査公表第29号

○ 諸報

- 拾得物件公告 (田辺警察署)

告 示

和歌山県告示第793号

県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システム運用管理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システム運用管理業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局税務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成17年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社南大阪電子計算センター
大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号
- 5 随意契約に係る契約金額

(1) 県税運営システム	
ア 法人2税	
(ア) 予定申告書等パンチ処理	1件当たり 24円
(イ) 予定申告書等入力処理	1か月当たり 10,100円
(ウ) 予定申告書等作成処理	1か月当たり 22,500円
(エ) 確定申告書等パンチ処理	1件当たり 60円
(オ) 確定申告書等入力処理	1か月当たり 40,100円
(カ) 確定申告書等作成処理	1か月当たり 83,600円
(キ) 申告書入力特別処理	1か月当たり 27,600円
(ク) 更正・決定処理	1か月当たり 72,600円

(ケ) 利子割額明細書パンチ処理 1件当たり	13円	イ 県民税利子割	
(コ) 利子割額明細書入力処理 1か月当たり	21,600円	(ア) 申告書パンチ処理 1件当たり	24円
(サ) 利子割額明細書作成処理 1か月当たり	48,200円	(イ) 申告書入力処理 1か月当たり	43,600円
(シ) 是認パンチ処理 1件当たり	20円	(ウ) 不申告加算金決定処理 1か月当たり	12,600円
(ス) 是認入力処理 1か月当たり	109,600円	(エ) 更正・決定処理 1か月当たり	12,600円
(セ) 月例統計処理 1か月当たり	132,600円	(オ) 月例処理 1か月当たり	80,100円
(ソ) 交付税調作成処理 作業1回当たり	300,000円	(カ) 課税状況前年対比処理 1か月当たり	54,600円
(タ) 課税状況調作成処理 作業1回当たり	300,000円	(キ) 収納マスター更新処理 1か月当たり	30,600円
(チ) 法人登録に関する処理 1か月当たり	57,600円	(ク) オンライン処理 1か月当たり	42,600円
(ツ) 未処理法人調査に関する処理 作業1回当たり	75,000円	(ケ) 年次統計処理 作業1回当たり	15,000円
(テ) 収納マスター更新処理 1か月当たり	72,600円	ウ 証券2税	
(ト) オンライン処理 1か月当たり	147,600円	(ア) 申告書パンチ処理 1件当たり	24円
(ナ) 予算積算資料パンチ処理 1件当たり	50円	(イ) 申告書入力処理 1か月当たり	43,600円
(ニ) 予算積算資料作成処理 作業1回当たり	80,000円	(ウ) 宛名作成処理 1か月当たり	20,000円
(ヌ) 年報ファイル作成処理 作業1回当たり	30,000円	(エ) 不申告加算金決定処理 1か月当たり	12,600円
(ネ) 大口法人・減免法人調べ 作業1回当たり	45,000円	(オ) 更正・決定処理 1か月当たり	12,600円
(ノ) 増減理由に関する調べ 作業1回当たり	27,000円	(カ) 月例処理 1か月当たり	80,100円
(ハ) 未登録法人調査処理 作業1回当たり	20,000円	(キ) 課税状況前年対比処理 1か月当たり	54,600円
(ヒ) 外形標準課税等別表パンチ処理 1件当たり	50円	(ク) 収納マスター更新処理 1か月当たり	30,600円
(フ) 外形標準課税等別表入力処理 1か月当たり	47,600円	(ケ) オンライン処理 1か月当たり	42,600円
(ヘ) 外形標準課税等別表作成処理 1か月当たり	32,600円	(コ) 年次統計処理 作業1回当たり	15,000円
(ホ) 電子申告データ反映処理 1か月当たり	100,000円	エ 不動産取得税	
		(ア) 調定データパンチ処理 1件当たり	65円
		(イ) 調定データ入力処理	

1か月当たり	87,600円	作業1回当たり	30,000円
(ウ) 月例処理		キ 軽油引取税	
1か月当たり	138,600円	(ア) 申告書処理	
(エ) 課税チェックリスト作成処理		1か月当たり	42,600円
1か月当たり	27,600円	(イ) 不申告加算金決定処理	
(オ) 収納マスター更新処理		1か月当たり	12,600円
1か月当たり	42,600円	(ウ) 更正・決定処理	
(カ) オンライン処理		1か月当たり	12,600円
1か月当たり	72,600円	(エ) 月例処理	
(キ) 総務省報告処理		1か月当たり	72,600円
作業1回当たり	72,000円	(オ) 収納マスター更新処理	
(ク) 年次統計処理		1か月当たり	27,600円
作業1回当たり	45,000円	(カ) オンライン処理	
オ 個人事業税		1か月当たり	42,600円
(ア) 随時調定処理		(キ) OCR処理	
1か月当たり	117,600円	1か月当たり	27,600円
(イ) 索引簿作成処理		(ク) 年次処理	
作業1回当たり	108,000円	作業1回当たり	30,000円
(ウ) 調定データパンチ処理		ク 個人県民税	
1件当たり	28円	(ア) 月例処理	
(エ) 定例調定処理(前期)		1か月当たり	102,600円
作業1回当たり	812,000円	(イ) 収納マスター更新処理	
(オ) 定例調定処理(後期)		1か月当たり	12,600円
作業1回当たり	600,000円	(ウ) オンライン処理	
(カ) 収納マスター更新処理		1か月当たり	12,600円
1か月当たり	42,600円	(エ) 年次統計処理	
(キ) オンライン処理		作業1回当たり	75,000円
1か月当たり	72,600円	ケ その他処理	
(ク) 年次統計処理		(ア) 調定処理(鉦区税)	
作業1回当たり	45,000円	作業1回当たり	90,000円
カ ゴルフ場利用税		(イ) 調定処理(狩猟税)	
(ア) 申告書処理		作業1回当たり	90,000円
1か月当たり	27,600円	(ウ) 収納マスター更新処理	
(イ) 不申告加算金決定処理		作業1回当たり	12,600円
1か月当たり	5,100円	(エ) オンライン処理	
(ウ) 更正・決定処理		1か月当たり	12,600円
1か月当たり	5,100円	(オ) 課税状況調パンチ処理	
(エ) 月例処理		1枚当たり	640円
1か月当たり	72,600円	コ 収納管理	
(オ) 収納マスター更新処理		(ア) 消し込み処理	
1か月当たり	20,100円	1か月当たり	597,600円
(カ) オンライン処理		(イ) 還付充当処理	
1か月当たり	42,600円	1か月当たり	312,600円
(キ) 年次処理		(ウ) 月次集計処理	

1か月当たり	95,000円	(ア) EPカートリッジキット(NIP)	
(エ) 督促状・催告状等作成処理		1セット当たり	55,000円
1か月当たり	87,600円	(イ) EPカートリッジ 大	
(オ) 未納・減額・処分等一覧表作成		1本当たり	45,700円
1か月当たり	50,100円	(ウ) EPカートリッジ 小	
(カ) 報償金算定処理		1本当たり	22,000円
作業1回当たり	46,500円	(エ) B4 カット用紙	
(キ) 決算統計処理		1箱当たり	2,490円
作業1回当たり	690,000円	(オ) A4 カット用紙	
(ク) 収納実績処理		1箱当たり	1,700円
1か月当たり	117,600円	(カ) 応用用紙(白紙連続用紙)	
(ケ) 宛名圧縮マスター作成処理		1箱当たり	2,900円
作業1回当たり	375,000円	(キ) 4mmデータカートリッジ	
(コ) 滞納処分一覧表作成		1個当たり	6,100円
1か月当たり	80,100円	(ク) AIT2データカートリッジ	
(サ) 収入状況一覧表作成		1個当たり	11,000円
作業1回当たり	66,600円	(ケ) ロングライフリボンカートリッジ	
(シ) 滞納者管理オンライン処理		1個当たり	2,300円
1か月当たり	72,600円	(コ) トナーカートリッジA	
(ス) 不納欠損処理		1本当たり	11,900円
作業1回当たり	30,000円	(サ) トナーカートリッジB	
(セ) 高額滞納者一覧処理		1本当たり	13,600円
作業1回当たり	249,000円	(シ) イメージドラムカートリッジ	
(ソ) 滞納整理進行管理状況処理		1本当たり	42,500円
1か月当たり	132,900円	(ス) ベルトユニット	
(タ) マスター切り処理		1個当たり	76,500円
作業1回当たり	300,000円	(セ) 定着器ユニット	
(チ) 延滞金切り処理		1個当たり	42,500円
作業1回当たり	90,000円	シ メール費用	
(ツ) 本税時効到来分リスト作成		各種帳票集配送	
作業1回当たり	36,000円	1か月当たり	190,000円
(テ) 延滞金時効到来分リスト作成		ス システム作成費用	
作業1回当たり	90,000円	プログラム作成費	
(ト) 延滞金催告通知処理		1人日当たり	40,000円
作業1回当たり	300,000円	セ 機器使用料	
(ナ) 未納データベース作成処理		(ア) 端末装置使用料	
作業1回当たり	46,000円	1か月当たり	5,210,400円
(ニ) 住所コード更新処理		(イ) 端末装置保守料	
1か月当たり	32,600円	1か月当たり	1,735,000円
(ヌ) 金融機関エラーチェック処理		(ウ) 旧回線使用料	
作業1回当たり	48,600円	1か月当たり	3,062,000円
(ネ) データコンバート等処理		(エ) 回線変更工事等	
1秒当たり	450円	一式	20,050,880円
サ 各種消耗品		(オ) 新回線使用料	

1か月当たり	1,087,550円	1か月当たり	405,000円
(カ) 付属機器使用料		(シ) 減額・還付内訳書作成処理	
1か月当たり	1,369,370円	1件当たり	1.80円
(キ) 休日等ホスト稼働料		(ス) 減額通知書作成	
1時間当たり	19,000円	減額通知書1件当たり	7.20円
ソ 県税運営システム再開発		(セ) 公金送金通知書等作成処理	
(ア) プログラム開発費		通知書1件当たり	18円
1ステップ当たり	320円	(ツ) リストテープ作成処理	
(2) 軽油流通情報管理システム		作業1回当たり	81,000円
ア データパンチ処理		(タ) 納税者番号付与処理	
1件当たり	23円	1か月当たり	180,000円
イ 流通データ処理		(チ) 異動履歴処理作業	
1か月当たり	169,100円	1か月当たり	90,000円
ウ 異動データ処理		(ツ) 自動車取得税月例処理	
1か月当たり	39,600円	1か月当たり	49,000円
エ 数量突合処理		イ 課税処理関係	
1か月当たり	27,600円	(ア) 賦課減額決議書等作成処理	
オ 申告書プレプリント処理		作業1回当たり	55,000円
1か月当たり	36,600円	(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理	
カ 県内突合エラーリスト作成処理		作業1回当たり	81,000円
1か月当たり	36,600円	(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理	
(3) 自動車税システム		作業1回当たり	45,000円
ア 月例処理関係		(エ) 身体障害者減免者テープ作成処理	
(ア) 分配情報作成及び関連処理		作業1回当たり	121,000円
1か月当たり	120,000円	(オ) 減免通知書作成	
(イ) 分配情報チェックリスト作成		通知書1件当たり	7.20円
情報1件当たり	9.10円	(カ) 減免継続申請書作成処理	
(ウ) 分配情報修正カード作成		申請書1件当たり	16.50円
修正データ1項目1枚当たり	14円	(キ) 納税通知書データ作成処理(バーコードなし)	
(エ) 分配情報修正作業		納税通知書1件当たり	17.40円
1か月当たり	120,000円	(ク) 納税通知書データ作成処理(バーコードあり)	
(オ) カナ情報修正カード作成		納税通知書1件当たり	16.20円
修正データ1項目1枚当たり	14円	(ケ) 定期賦課処理	
(カ) カナ情報付与処理		作業1回当たり	990,000円
1か月当たり	80,000円	(コ) 賦課時情報引継処理	
(キ) 車種名付与処理		作業1回当たり	24,000円
1か月当たり	33,900円	(サ) 履歴マスター年度末処理	
(ク) 追加情報カード作成		作業1回当たり	180,000円
追加情報1項目1枚当たり	9円	(シ) 滞納繰越年度末処理	
(ケ) 追加情報付与処理		作業1回当たり	180,000円
1か月当たり	67,000円	(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理	
(コ) 税率・郵便番号等付与処理		作業1回当たり	180,000円
1か月当たり	54,000円	(セ) 滞納完納分過年度データ移行処理	
(サ) 課税マスター異動処理		作業1回当たり	135,000円

(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理 1か月当たり 24,900円	(ウ) 収入状況リストテープ作成処理 作業1回当たり 120,000円
(タ) 公示サインによるコメントレコード作成 1か月当たり 57,900円	(エ) 督促状等データ作成処理(バーコードなし) 1件当たり 17.40円
(チ) 要調査サイン修復処理 作業1回当たり 60,000円	(オ) 督促状等データ作成処理(バーコードあり) 1件当たり 16.20円
(ツ) 職権保留連絡票作成(現年及び滞線) 作業1回当たり 60,000円	(カ) 差押予告状データ作成処理 1件当たり 6.20円
(テ) 職権保留更新処理(現年及び滞線) 作業1回当たり 90,000円	(キ) 徴収カード作成処理 1件当たり 8.50円
(ト) 減免・免除・復活更新処理 1か月当たり 270,000円	(ク) 各種テープ抽出処理 作業1回当たり 150,000円
ウ 納貯口座処理関係	(ケ) 督促状等控えリスト作成 1件当たり 1.20円
(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理 作業1回当たり 675,000円	(コ) 督促状等発付前納付リスト作成 作業1回当たり 12,000円
(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理 作業1回当たり 90,000円	(サ) 口座振替分磁気テープ変換作業 作業1回当たり 18,000円
(ウ) 納貯口座マスター異動処理 作業1回当たり 31,000円	(シ) 自動車税済通年度処理 作業1回当たり 117,000円
(エ) 納貯口座マスタープルーフリスト作成 1件当たり 2円	オ 統計その他
(オ) 納貯・口座関係明細書作成処理 1件当たり 1.80円	(ア) 各種統計資料作成処理 作業1回当たり 121,000円
(カ) 口座振替分納税通知書データ作成 通知書1件当たり 6.20円	(イ) 軽油使用者調作成処理 1件当たり 3.60円
(キ) 県税振替納付依頼書作成 依頼書1件当たり 11.50円	(ウ) 各種リストテープ作成処理 作業1回当たり 121,000円
(ク) 納貯組合員の自動車税納税状況調書作成 1件当たり 1.80円	(エ) 各種プルーフリスト作成 1か月当たり 9,900円
(ケ) 上記リストテープ作成処理 作業1回当たり 18,000円	(オ) 大口リスト作成 1件当たり 1.80円
(コ) 口座振替分磁気テープ作成 作業1回当たり 18,000円	(カ) コメントリスト作成 作業1回当たり 30,000円
(サ) 金融機関コード別集計表作成作業 作業1回当たり 22,000円	(キ) 賦課時データベース(調定一人別)作成 作業1回当たり 225,000円
(シ) 金融機関コード整備処理 1か月当たり 21,900円	(ク) 未納データベース(収入状況)作成 作業1回当たり 229,000円
(ス) 振替口座データ一括変換処理 作業1回当たり 60,000円	(ケ) 完納データベース(完納一覧)作成 作業1回当たり 225,000円
エ 収納処理関係	(コ) 身体障害者減免データベース作成 1か月当たり 12,900円
(ア) オンライン消込処理 1件当たり 17円	(サ) 身体障害者減免未納者一覧表作成 作業1回当たり 120,000円
(イ) 収入状況一覧表作成 1件当たり 1.80円	(シ) 職権抹消処理

作業1回当たり	216,000円
(ス) 職権抹消照会ハガキ作成	
1件当たり	12円
(セ) データコンバート等処理	
1秒当たり	450円
(ソ) オンライン処理作業	
1か月当たり	900,000円
カ 自動車取得税関係	
(ア) 自動車取得税マスターテープ更新作業	
作業1回当たり	13,000円
(イ) 自動車取得税データコンバート	
作業1回当たり	15,000円
(ウ) 自動車取得税ファイルコピー	
作業1回当たり	6,000円
(エ) 自動車取得税データ処理	
作業1回当たり	150,000円
キ プログラム作成関係	
(ア) プログラム作成費	
1人日当たり	40,000円
(イ) プログラム開発費	
1ステップ当たり	320円
6 契約の相手方を決定した手続	
随意契約	
7 随意契約の理由	
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。	

和歌山県告示第794号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項に規定する管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 主催者の名称及び住所
 - (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
 - (2) 住所 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター和歌山県支部
 - (2) 住所 和歌山市ト半町33番地(電話073-433-3844)
- 3 講習会の日程及び会場
 - (1) 日程
 - 第1日 平成17年10月31日
 - 第2日 平成17年11月7日
 - 第3日 平成17年11月14日

- (2) 会場
 - J Aビル(本館5階 大ホール)
 - 和歌山市美園町5丁目101(電話073-426-8100)
- 4 受講料 14,000円

和歌山県告示第795号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 主催者の名称及び住所
 - (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
 - (2) 住所 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター和歌山県支部
 - (2) 住所 和歌山市ト半町33番地(電話073-433-3844)
- 3 講習会の日程及び会場
 - (1) 日程
 - 第1日 平成17年10月31日
 - 第2日 平成17年11月7日
 - 第3日 平成17年11月14日
 - (2) 会場
 - J Aビル(本館5階 大ホール)
 - 和歌山市美園町5丁目101(電話073-426-8100)
- 4 受講料 14,000円

和歌山県告示第796号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年6月17日まで縦覧に供する。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
 - 平成17年4月17日
- 2 名称
 - 特定非営利活動法人スポーツチャンネル
- 3 代表者の氏名
 - 山田守
- 4 主たる事務所の所在地
 - 和歌山市園部1070番地

5 定款に記載された目的
この法人は、県民・地域住民に対してスポーツ・文化に関する事業を行い、地域に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第797号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年6月21日まで縦覧に供する。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成17年4月21日

2 名称

特定非営利活動法人WISC

3 代表者の氏名

那須賢二

4 主たる事務所の所在地

和歌山市吉田778番地

5 定款に記載された目的

この法人は、日本泳法ならびに、泳ぎ全般に興味の有る

方のため、日本泳法の普及、伝承、初心者指導及び生涯活動として水を楽しむための事業を行い、我が国独自の水泳文化を広く普及することに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第798号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋病 5-59	医療法人南労会 紀和リハビリテー ション病院	橋本市神野々 1103	平成 17.3.1

和歌山県告示第799号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

届 出 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 事 業 所 の 名 称	指 定 事 業 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
有限会社サザンクロスありだ	有田市野699	サザンクロスたなべ	田辺市上屋敷3-3-25	居宅介護支援	平成 17.3.1
有限会社サザンクロスありだ	有田市野699	サザンクロスたなべ	田辺市上屋敷3-3-25	訪問介護	平成 17.3.6
社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619-8	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619-8田辺市民総合センター	訪問介護 ・居宅介護支援	平成 17.3.31
田辺市	田辺市新屋敷町1	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619-8田辺市民総合センター	訪問入浴介護 ・通所介護	平成 17.3.31
社会福祉法人中辺路町社会福祉協議会	中辺路町栗栖川329-1	社会福祉法人中辺路町社会福祉協議会	中辺路町栗栖川329-1	訪問介護 ・訪問入浴介護	平成 17.3.31
社会福祉法人中辺路町社会福祉協議会	中辺路町栗栖川329-1	中辺路町社会福祉協議会	中辺路町栗栖川329-1	居宅介護支援	平成 17.3.31
社会福祉法人龍神村社会福祉協議会	龍神村柳瀬1134	社会福祉法人龍神村社会福祉協議会	龍神村柳瀬1134	訪問介護 ・通所介護	平成 17.3.31
社会福祉法人龍神村社会福祉協議会	龍神村柳瀬1134	龍神村居宅介護支援事業所	龍神村柳瀬1134	居宅介護支援	平成 17.3.31
社会福祉法人大塔村社会福祉協議会	大塔村鮎川583-9	社会福祉法人大塔村社会福祉協議会	大塔村鮎川583-9	訪問介護 ・訪問入浴介護 ・通所介護	平成 17.3.31

社会福祉法人大塔村社会福祉協議会	大塔村鮎川583-9	社会福祉法人大塔村社会福祉協議会	大塔村下川下989	通所介護	平成17.3.31
社会福祉法人大塔村社会福祉協議会	大塔村鮎川583-9	社会福祉法人大塔村社会福祉協議会	大塔村向山354-1	通所介護	平成17.3.31
社会福祉法人大塔村社会福祉協議会	大塔村鮎川583-9	大塔村社会福祉協議会	大塔村鮎川583-9	居宅介護支援	平成17.3.31

和歌山県告示第800号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
橋医81-17	医療法人恵生会 恵生会橋本クリニック	橋本市学文路大柳 136番地1号	平成17.1.18

和歌山県告示第801号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社サザンクロスありだ	有田市野699	サザンクロスたなべ	田辺市湊1609-20	訪問介護	平成17.3.7

和歌山県告示第802号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法

第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合に あっては、 主たる事務所の 所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の 氏名	事業所の 名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
3070100049	有限会社春風会	和歌山市湊508	三木拓哉	春風会かたおなみ	和歌山市和歌浦東4丁目3-51	訪問介護・通所介護	平成17.5.1
3070104512	社会福祉法人喜成会	和歌山市北野128	向井高明	喜成会デイサービス「有本の家」	和歌山市有本127-1	通所介護	平成17.5.1
3070104520	有限会社スマイル	和歌山市井ノ口704-1	仲岡志津	デイサービスセンター満ぶく	和歌山市井戸192-1	通所介護	平成17.5.1
3070104538	医療法人潤生会	和歌山市西高松1丁目5-36	宮本淳造	たかまつグループホーム	和歌山市西高松1丁目5-36	痴呆対応型共同生活介護	平成17.5.1
3071300622	株式会社和通	和歌山市黒田279-4	中田寛宏	ケアランド伊都	伊都郡高野口町大字向島字下降子171-5	通所介護	平成17.5.1
3071201432	特定非営利活動法人三敬福祉会	那賀郡桃山町大字市場186	片山悟誌	特定非営利活動法人三敬福祉会訪問介護ステーション	那賀郡桃山町大字市場186	訪問介護	平成17.5.1

和歌山県告示第803号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に

より指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3071201440	有限会社農協自動車	那賀郡那賀町西脇176-6	宮本一男	さわやか介護支援センター	那賀郡那賀町西脇176-6	居宅介護支援	平成17.5.1
3070104546	株式会社情報工学研究所	和歌山市広道17T & Tビル4F	宮地祥男	居宅介護支援事業所あすなる	和歌山市広道17T & Tビル4F	居宅介護支援	平成17.5.1
3072000312	有限会社ライフケアしあわせ	御坊市菌269	保田保	有限会社ライフケアしあわせ	御坊市菌269	居宅介護支援	平成17.5.1
3072200201	有限会社打越	田辺市上の山2丁目14-29Uマンション	打越洋子	ホームヘルパーU	田辺市上の山2丁目14-29Uマンション	居宅介護支援	平成17.5.1
3072100146	日高郡町村及び御坊市老人福祉施設事務組合	日高郡美浜町大字和田1138-180	入江勉	特別養護老人ホームときわ寮梅の里	日高郡みなべ町滝469	居宅介護支援	平成17.5.1
3072500469	特定非営利活動法人あいらんど	東牟婁郡串本町二色371-3	上田三恵	NPO法人あいらんど	東牟婁郡串本町二色371-3	居宅介護支援	平成17.5.1
3072300332	株式会社クリスタル介護センター	大阪府大阪市淀川区西中島3丁目14-9	雨田武史	さくらそう新宮	新宮市船町3丁目2-6	居宅介護支援	平成17.5.1

和歌山県告示第804号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第46条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1

号及び第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3070103134	有限会社春風会	和歌山市湊508	三木拓哉	春風会すなやま	和歌山市湊507-4	福祉用具貸与・居宅介護支援	平成17.5.1
3071400521	有限会社岡正	海南市重根831	岡本正大	オスカーケアセンター	海南市重根831	訪問介護・福祉用具貸与・居宅介護支援	平成17.5.1
3071600617	合名会社広域有田	有田郡湯浅町大字山田996	小山勇	広域有田訪問介護センター	有田郡吉備町大字西丹生岡401	訪問介護・居宅介護支援	平成17.5.1

和歌山県告示第805号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

名称	所在地	有効期限
和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺 811 番地	平成20.5.8

和歌山県告示第806号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条の規定により、平成17年5月2日から平成17年6月30日までの間の60日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年4月28日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 イチマス商事
- 2 氏名 武田美喜枝
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 田辺市湊1187番地
- 4 登録番号 和歌山県知事(1)第01362号
- 5 登録年月日 平成15年6月25日

和歌山県告示第807号

平成17年3月1日付けで計画決定した県営換地計画(県営中山間地域総合整備事業恋野地区8号団地)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第808号

平成17年3月1日付けで計画決定した県営換地計画(県営中山間地域総合整備事業恋野地区2-6号団地)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第809号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡美里町谷字松尾谷659、660の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第810号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡串本町二色字炭床78の2、78の3、78の5から78の7まで、79の2、80から83まで、83の1、字牛市688、689、689の1、690の1、690の2、692、692の2、692の3(次の図に示す部分に限る。)、692の4、692の5、高富字下左876・876の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第811号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 橋本五條線

区 間	新旧の別	敷地の員延		備 考
		幅	長	
		メートル	メートル	
橋本市恋野字放生池2452番1地先	旧	11.15 } 13.13	12.00	
同上	新	6.00 } 6.94	12.00	

和歌山県告示第812号

平成17年和歌山県告示第811号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年5月13日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第813号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 所 名 住 氏	指 定 年 月 日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2812	海南市且来字城ノ内12番1の一部	和歌山市新生町2番5号 東不動産株式会社 代表取締役 東行男	平成17.4.28	6.00	81.36
2814	那賀郡岩出町大字水栖字薦池23番2の一部、23番3、21番3、20番5	大阪市中央区上本町西5丁目3番5号上六みずほ銀行ビル6F 株式会社グランディム 代表取締役 志賀守	平成17.5.2	6.00 4.00 } 4.30 6.00	33.47 40.11 66.15
2827	有田市宮原町新町字新田361番2の一部、360番1	和歌山市太田479-3 株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英	平成17.4.28	4.10 4.50	5.00 30.00

和歌山県告示第814号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、

海岸保全区域を次のとおり指定し、昭和43年和歌山県告示第964号(海岸保全区域の指定)は、廃止する。

平成17年5月13日

和歌山県知事 木村良樹

1 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸上野漁港地区上野地先海岸

2 指定場所

和歌山県御坊市名田町上野地先

3 基点の表示

基点

- 1 北緯33度49分12秒8029,東経135度11分16秒2891の地点
- 2 北緯33度49分13秒6753,東経135度11分12秒2611の地点
- 3 北緯33度49分12秒9675,東経135度11分8秒9879の地点
- 4 北緯33度49分19秒4380,東経135度11分14秒3856の地点
- 5 北緯33度49分26秒7518,東経135度11分15秒6163の地点
- 6 北緯33度49分24秒1999,東経135度11分19秒5942の地点
- 7 北緯33度49分19秒9357,東経135度11分17秒2065の地点
- 8 北緯33度49分14秒7209,東経135度11分17秒9010の地点
- 9 北緯33度49分26秒9549,東経135度11分15秒0412の地点
- 10 北緯33度49分24秒1886,東経135度11分13秒0062の地点
- 11 北緯33度49分26秒7886,東経135度10分59秒7584の地点
- 12 北緯33度49分30秒6569,東経135度11分1秒0914の地点
- 13 北緯33度49分30秒1601,東経135度11分7秒8327の地点

4 指定区域

基点1、2、3、4、5、6、7、8、1の各点を順次結んだ線及び9、10、11、12、13、9の各点を順次結んだ線により囲まれた区域

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規

定により政治団体から提出された平成15年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成17年5月13日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本 恒 男

政治団体の収支報告書(平成15年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	勢田視郎後援会	藤山まさき後援会	山本しんじ後援会	垣端峯夫後援会	
報告年月日	平成17年3月28日	平成17年3月28日	平成17年3月31日	平成17年3月31日	
資金管理団体の届出をした者の氏名					
資金管理団体の届出に係る公職の種類					
1 収入総額	0	0	9,126	24,000	
ア 前年繰越額	0	0	9,126	0	
イ 本年収入額	0	0	0	24,000	
2 支出総額	0	0	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)				
	イ 寄附 (ア)(イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせんによるもの)				
	(イ) 政党匿名寄附				
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
	エ 借入金				
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
	カ その他の収入				
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費				
	5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)				

監査公表

和歌山県監査公表第29号

平成17年3月15日付け監査報告第28号の監査結果に基づき、
 知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法

(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成17年5月13日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 新島 雄

和歌山県監査委員 山下 直也

- 1 監査対象機関名 財団法人わかやま産業振興財団
- 2 監査実施年月日 平成17年3月1日
- 3 監査の結果
 設備貸与資金の未収金については、前年度末に比べ減少しているが、なお多額の未収金が存在するので、その回収に積極的に取り組まれない。
- 4 監査の結果に基づき講じた措置
 設備貸与資金の未収金については、なお多額の未収金が存在するので、債権管理状況について密接に連携を取りながら、財団の最重点課題として今後ともその回収等に積極的に取り組むよう指導しております。

- 1 監査対象機関名 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
- 2 監査実施年月日 平成17年3月1日
- 3 監査の結果
 生活福祉資金等貸付金の未償還金については、前年度末に比べ増加している。貸付時の適切な審査とともに、なお一層債権管理に努められたい。
- 4 監査の結果に基づき講じた措置
 上記監査結果に基づき、貸付審査について十分留意するとともに、なお一層未収金の回収に努めるよう指導した。
 また、離職者支援資金の貸付けについては、不正受給がないかどうか滞納理由等を把握し、適切な処理を行うよう指導した。

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成17年5月13日

和歌山県田辺警察署長 西ノ種 次

物件(種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金100,000円 (封筒に在中)	平成17年4月8日	田辺市下屋敷 (建物内)